

# 自動車運送事業では平成23年5月1日より、 営業所ごとのアルコール検知器 設置が義務づけられました

法令の改正内容、4つのポイント



## ① 点呼時のアルコール検知の実施

事業者は、点呼時に酒気帯びの有無を確認する場合、目視等の確認をするほか、**アルコール検知器を用いて確認しなければならない**  
(旅客自動車運送事業運輸規則・貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)

## ② 営業所ごとのアルコール検知器の設置

事業者は、**営業所ごとにアルコール検知器を備え、常時有効に保持しなければならない**  
(旅客自動車運送事業運輸規則・貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)

## ③ 検知器の故障の有無の確認

このため、事業者は、**アルコール検知器の故障の有無を定期的に確認しなければならない**  
(関係通達の一部改正—「運輸規則・輸送安全規則の解釈と運用について」)

## ④ アルコール検知器の携帯

電話点呼の場合は、**運転者にアルコール検知器を携行させ、検知結果を報告させ確認しなければならない**  
(関係通達の一部改正—「運輸規則・輸送安全規則の解釈と運用について」)

アルコール検知器の備え違反に  
対する処分も創設されました！

平成23年5月1日施行※

アルコール検知器の備え義務違反 備えなし 初違反**60日車** 再違反**180日車**  
検知器の常時有効保持義務違反 初違反**20日車** 再違反**60日車**

※東北・関東大震災の影響により、当初予定の4月1日から5月1日に延期されました

# アルコール検知器の保守管理に関するポイント

(運輸規則・輸送安全規則の解釈・運用通達による)

## Q アルコール検知器の性能などの規格はありますか？

A アルコール検知器とは、「呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器。アルコールインターロックを含み、**当面性能上の要件を問わないものとする**」とされています。

## Q 「検知器の備え」とは車に備えておく場合も含まれますか？

A はい。「検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所に**設置、備え置き(携帯型を含む)**、又は**営業所に属する事業用自動車に設置されているもの**をいうとされています。

## Q 「常時有効に保持」とはどういう意味ですか？

A 「正常に作動し、故障がない」状態で保持する必要があり、次のような定期的なチェックが求められています。  
毎日の点検——①検知器の電源が確実に入ること ②損傷がないこと  
週1回点検——①酒気を帯びていない者が使用して、アルコール検知しないこと  
②洗口液、液体歯磨き等アルコール含有液を口内に噴霧した上で、  
検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること

## Q 「中間点呼」ではどのように検知したらいいのですか？

A 「対面でなく電話等で点呼をする場合には、運転者に携行させた携帯型検知器や、自動車設置の検知器を使用させ、**測定結果を電話等で報告されること**により行うものとする」とされています。

## Q 検知結果の記録は数値を残すのですか？

A 乗務前点呼、乗務途中の中間点呼及び乗務後点呼の記録については、所定の記載事項のほかに**アルコール検知器の使用的有無と酒気帯びの有無**が追加されました。点呼簿などに、アルコール検知の欄を設けて記録する必要がありますが、酒気帯びの場合も数値等まで記録する義務はありません。